

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

<p>新旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>	
<p>越谷市大字増林字根通三四六 四番七地先から越谷市大字増 林字根通三五一七番三地先ま で</p>	<p>区 間</p>	
<p>一六・一四 五 四・二 一</p>	<p>一六・一四 一 六・六 七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五五・七三</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
	<p>備 考</p>	